

平成14年3月29日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官

平成13年(ネ)第894号 円建債償還等請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所平成7年(ワ)第10574号)

口頭弁論終結の日 平成14年2月20日

判 決

中央太平洋ナウル島ナウル共和国ヤーレン区政府事務所

控訴人(被告) ナウル共和国金融公社

代表者議長 ジャック・フリッツ

中央太平洋ナウル島ナウル共和国ヤーレン区政府事務所

控訴人(被告) ナウル共和国

代表者司法長官 ケリー・スミス

控訴人ら訴訟代理人弁護士 竹内康二

同訴訟復代理人弁護士 人見勝行

グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国

ロンドン市グローブナーズストリート51

被控訴人(原告) クレッシュ・アンド・カンパニー・リミテッド

代表者取締役 アラン・ギャリー・エドワード・クレッシュ

主 文

- 1 原判決中控訴人ナウル共和国敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人の控訴人ナウル共和国に対する本件訴えを却下する。
- 3 控訴人ナウル共和国金融公社の本件控訴を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人に生じた分を2分し、その

東京高等裁判所

うちの1を控訴人ナウル共和国金融公社の負担とし、その余を被控訴人の負担とし、控訴人ナウル共和国に生じた分は被控訴人の負担とし、控訴人ナウル共和国金融公社に生じた分は同控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求をいずれも却下ないし棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要等

本件は、控訴人ナウル共和国（以下「控訴人共和国」という。）の保証の下に控訴人ナウル共和国金融公社（以下「控訴人公社」又は「ロンフィン」という。）が発行した円貨債券（本件債券）を取得した被控訴人が、控訴人らに対し、本件債券の元金10億円及びこれに対する平成6年7月28日から支払済みまで年7分の割合による約定利息の連帯支払を求めた事案であり、控訴人らは、外国国家及びその機関として他国の裁判管轄権からの主権免除を主張し、本件訴えの却下を求め、仮に、本件訴えが適法であったとしても、被控訴人による本件債券の譲受けは弁護士法73条に違反する行為であるから無効であると主張し、請求棄却を求めた。

原判決は、本件訴訟の対象は、外国政府の保証による債券発行という、今日の国際社会において国際金融取引として大規模に、かつ幅広く行われている経済活動に属する性質の行為であって、債券等の書面に記載された約束の要項に

より、本件債券発行主体の属する国家以外の他国の裁判所を管轄裁判所とし、その裁判管轄権からの主権免除を放棄する意思を明示的に表示しているのであって、このような場合についてまでその経済取引の主体である外国国家又はその国家機関に対し、他国の裁判管轄権からの主権免除を認めることは、日本国憲法98条2項によって日本国が遵守すべき「確立された国際法規」としての国際慣習法になっているとも認められないとして、控訴人らに裁判管轄権からの主権免除を認めず、また、被控訴人による本件債券の譲受けが弁護士法73条に違反する行為に当たると解することもできないと判示して、被控訴人の請求をすべて認容したので、控訴人らが控訴した。

以上に摘示したほか、本件事案の概要は、後記1のとおり当審における審理経過を付加するほか、原判決「事実及び理由」の「第二 事案の概要」に記載のとおりであり、本件の争点及び当事者の主張は、後記2のとおり控訴人らの当審における主張を付加するほか、原判決「事実及び理由」の「第三 争点及び争点に関する当事者の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 当審における審理経過

以下の事実は、当裁判所に顕著である。

控訴人らは、原判決を不服として、平成13年1月16日、東京地方裁判所に控訴状を提出し、同年7月13日、当裁判所に第1準備書面（その内容は、控訴人らが我が国の裁判管轄権から主権免除されるべきであり、特に、控訴人らが我が国に対しその主権免除の特権を放棄する意思を表示していないことなどを主張するものである。）を提出したところ、被控訴人は、当審における訴訟代理人を選任する委任状を全く提出しなかったので、当裁判所は、平成13年

8月15日、第1回から第3回までの各口頭弁論期日呼出状（その各期日は、同年10月24日午前10時、同年11月26日午前10時及び同年12月19日午前10時）並びに控訴状及び第1準備書面の各副本の外国送達手続をした。上記各書面は、同年9月17日に被控訴人に送達されたが、被控訴人は、上記3期日にいずれも出頭せず、答弁書その他の準備書面を全く提出しなかった。当裁判所は、さらに同年10月25日に平成14年2月20日午前10時の口頭弁論期日呼出状の外国送達手続を行い、上記呼出状は、平成13年12月5日に被控訴人に送達されたが、被控訴人は、書面の提出はおろか出頭、不出頭その他に関する何の連絡も寄こさなかった。そこで、当裁判所は、平成14年2月20日の第4回口頭弁論期日において、弁論を終結し、同年3月29日を判決言渡期日と指定した。

2 控訴人らの当審における主張

(1) 他国の裁判管轄権からの主権免除

ア 主権国家の他国の裁判管轄権からの免除について、被控訴人は、いわゆる制限免除主義が国際慣習法として確立しており、本件においても制限免除主義に立って判断されるべきであると主張するが、控訴人らは、このような立論に同意することはできない。主権免除についていかなる立場をとるかは、各国国内法に関する問題であり、このことは、諸国において「主権免除法」の立法がなされ、各国が主権免除に関する条約を締結していることから明らかである。そして、各国における立法や条約の内容は、各国が占める国際的地位、国益についての判断、さらには歴史的経緯等に大きく依存しているのであるから、制限免除主義が国際慣習法として確立し

ているから本法廷もこれに従うべきであるとの単純な立論は成り立つものではないし、主権免除特権についていかなる立場をとるかは、各国国内法に関する問題であり、これについて国際慣習法の妥当する余地は存しない。

イ 日本国においては、絶対免除主義が確立しており、これを制限免除主義に変更する必要性はなく、変更するべきでもない。すなわち、主権免除特権についていかなる基本方針をとるかは、各国国内法に関する問題であると同時に、各国の立法ないし条約によって解決されるべき問題であるところ、日本においては、大審院昭和3年12月28日決定（民集7巻12号1128頁）が絶対免除主義を明確に判示して以来、判例は変更されていない。

本件債券の償還については、控訴人共和国の裁判所も管轄裁判所とされており、日本の裁判所は、非専属的な合意管轄裁判所の一つにすぎないのであるから、上記大審院決定を変更して日本の裁判所に裁判権を認めるべき必要性ないし必然性は全くない。加えて、控訴人共和国は、日本における判決の満足をもたらす資産を有しておらず、日本の裁判所による強制執行は不可能であるから、この点に照らしても、上記大審院決定を変更する必要性はない。

ウ 原判決は、控訴人らが本件債券上で主権免除特権を放棄する旨を表示したことを、絶対免除主義を採用し得ない根拠の一つとしているが、上記大審院決定は、主権免除特権を放棄する意思表示は、常に条約若しくは国家から国家に対する意思表示としてなされなければならないと判示しているものである。したがって、仮に、日本の投資家が日本における裁判という

ことを重視しているのであれば、本件債券の起債に際し、控訴人らが日本国に対し主権免除特権を放棄する旨の意思表示をするという方策を講じることも容易に考え得ることであるが、本件債券についてそのような方策は何ら講じられていない。

また、原判決が主権免除特権の放棄の根拠とした債券買受契約証書添付の別紙1（債券の要項）及び2（保証の要項）には、それぞれ主権免除特権を「適用法上可能な限度まで」あるいは「法律上可能な限り」放棄するとして、主権免除特権の放棄の範囲に関し、法律という内在的制約が存する趣旨が明記されている。上記大審院決定は、日本においていわば判例法として確たる地位を有しているから、上記債券買受契約証書添付の別紙1（債券の要項）及び2（保証の要項）の内容も、当然に上記大審院決定に反してまで無制限に主権免除特権を放棄するというものではない。

以上のように、外国国家ないしその機関である控訴人らが本件につき日本の裁判管轄権に服する意思を有していないことは明らかであるのみならず、控訴人らは、既に外交ルートを通じて日本国に対し、控訴人らが本件に関し主権免除特権を放棄しない旨の意思表示をしているのであるから、主権免除特権が放棄されていないことは明らかである。

(2) 弁護士法73条違反

ア 弁護士法73条の目的は、他人の権利を譲り受けてこれを実行することを経済的な目的とすることを一般的に許すならば、債権譲渡及びその実行を無制約な利潤追求の対象とすることになりかねず、その実行のために譲受人の濫訴ないし交渉に名を借りた不当な要求という事態が生じるおそれ

があるので、他人の権利を譲り受けこれを実行することを業とすること全般を禁止することにより、このような弊害の発生を未然に防止し、国民の法律生活の安定を図ろうというものである。

債権管理回収業に関する特別措置法（以下「サービサー法」という。平成11年2月1日施行）は、「この法律において『債権管理回収業』とは、弁護士以外の者が委託を受けて法律事件に関する法律事務である特定金銭債権の管理及び回収を行う営業又は他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権の管理及び回収を行う営業をいう。」との定義規定を置いており（サービサー法2条2項）、この規定の文言が弁護士法72条、73条を受けていることから分かります。サービサー法は、弁護士法72条、73条の特別法としての意味（法務大臣の許可により弁護士法の規制を解除する趣旨）を有している。被控訴人による本件債券の譲受け及びその後の権利実行は、上記規定の他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によって特定金銭債権の管理及び回収を行う営業に該当する行為にほかならないところ、本件事案のようなサービサー法施行以前の行為は、一般法である弁護士法73条に違反する行為と解すべきである。

イ 本件債券は、被控訴人が譲り受けた当初から、事件性・紛争性を大きく孕んだものであった。すなわち、被控訴人が訴外ケミカル信託銀行株式会社から本件債券10億円分の移転登録を受けた平成7年5月18日は、平成6年8月12日に変更が合意された本件債券の最終弁済期である平成7年4月27日のわずか3週間後であり、本訴提起（平成7年6月1日）は、

上記移転登録日のわずか2週間後であるから、被控訴人は、回収困難であろうことが十分に予想された本件債券をわざわざ取得し、弁済期途過により回収困難が明らかになるや移転登録を受け、移転登録後直ちに本訴を提起したといえることができる。

また、本件債券の譲渡対価は、通常の手形割引等の商取引と異なり、無制約な利潤追求の動機たり得るほど廉価であった可能性が高いが、被控訴人は、控訴人らの度重なる要請にもかかわらず、上記取得価額という重要な間接事実を開示しなかった。

さらに、被控訴人は、本件訴訟とは別に、控訴人らに対し、新たに別件訴訟を2件提起しているが、この事実は、被控訴人が極めて廉価に大量の債権を購入して莫大な利潤を得ようとしている証左であり、本件の譲受行為も正にこの一環として行われたことを示している。

銀行の手形割引などが弁護士法73条に違反しないのは、債権譲受け及びその実行それ自体が経済目的ではなく、社会的・経済的に必要かつ有益と認められる業務、すなわち金融供与の一環と評価されるからであるが、本件の被控訴人は、本件債券の譲受け及びその実行それ自体を目的としていることが明らかであり、このような目的に照らしても、弁護士法73条に反するのであって、被控訴人は、他人の権利を譲り受け、訴訟等の手段によってその権利を実行する者に当たる。以上の点を総合すると、被控訴人の本件債券の譲受けは、弁護士法73条に正面から抵触しており、その行為自体及びその目的に照らし、公序良俗に反するものであることが明らかである。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、控訴人共和国に対しては、原則として我が国の裁判管轄権からの免除（主権免除）を認めるのが相当であるところ、控訴人共和国が我が国に対し主権免除特権を放棄する旨の意思表示をしたと認めるには至らないから、被控訴人の控訴人共和国に対する訴えは、不適法であり、却下を免れないが、控訴人公社については、上記主権免除は認められず、また、弁護士法73条違反の主張は採用することができないから、被控訴人の控訴人公社に対する請求を認容すべきものと判断する。そのように判断する理由は、以下のとおりである。

1 争点①（裁判管轄権からの主権免除）について

(1) 双方の主張の概要

本件訴訟は、主権国家である控訴人共和国の保証において控訴人公社が発行した本件債券について、本件債券を譲り受けた被控訴人が、債券発行主体である控訴人公社と債券上で保証した控訴人共和国に対し、その償還金元金及び利息の支払を求める訴訟であるところ、控訴人らは、控訴人共和国は外国国家として、控訴人公社は控訴人共和国の政府機関として、いずれも外国国家又はその機関は他国の裁判管轄権に服しないという主権免除が認められるから、本件訴えについて我が国の裁判管轄権が免除される旨主張している。これに対し、被控訴人は、本件訴訟は、控訴人公社の債券発行行為及び控訴人共和国による私法的保証行為という私人のなし得る私法行為に関する紛争であるから、控訴人らに主権免除は認められないと主張している。

(2) 控訴人共和国の主権免除の特権の放棄の成否

ア そこで検討するに、主権国家である外国国家は、不動産に関する訴訟等特別の理由が存する場合又は自ら進んで我が国の裁判管轄権に服する場合を除き、原則として我が国の裁判管轄権に服することはないが、外国国家がこのような主権免除特権を放棄する場合には、その意思は条約によるものを含め常に国家から国家に対して表示されることを要し、たとえ、外国国家と我が国国民等の私人の間において我が国の裁判管轄権に服する旨の主権免除特権の放棄が合意されたとしても、その合意自体により直ちにその外国国家をして我が国の裁判管轄権に服させる効果を生ずることがないものと解するのが相当である（大審院昭和3年12月28日決定・民集7巻12号1128頁参照）。

イ 既に認定したとおり、控訴人共和国の大統領の署名がされた本件債券の券面上に表示した原判決別紙3の「ナウル共和国保証」で引用されている同別紙2の「保証の要項」の第9項には、控訴人共和国につき、「共和国（控訴人共和国）に対する本保証（本要項を含む。）にかかるすべての訴訟は、東京地方裁判所および日本法上同裁判所からの上訴を審理する権限を有する裁判所に提起することができるものとし、共和国はかかるすべての訴訟につきその管轄に明示的かつ取消不能の形でここに服する。なお、上記の訴訟は、共和国の管轄裁判所に対しても提起することができる。共和国は法律上可能な限り、かかる訴訟に関して享受し得ることあるべき裁判管轄権、訴訟手続、差押え、判決または執行からの免責特権をここに取消不能の形で放棄する。」と記載されている。したがって、控訴人共和国は、本件債券の券面上で、本件債券に関する訴訟については、東京地方裁判所の裁

判管轄権に服し、我が国の裁判所における訴訟においては判決の取得等の司法上の手続からの免責特権（主権免除特権）を放棄する旨を表示しているものである。

しかし、このような本件債券の券面上の主権免除特権を放棄する旨の表示は、当該券面の性質上、一般的には、本件債券の取得を予定している私人に対してされたものと理解されるのであって、当然には控訴人共和国から日本国に対してなされた意思表示であるとまで認めることは困難である。

ウ この点に関し、被控訴人は、主権免除特権を放棄する旨の意思表示は国家から国家に対してなされることを要するとの控訴人らの主張に対する反論として、原審において、控訴人共和国は本件債券発行時に債券買受契約証書において主権免除特権の放棄の意思表示をしていると主張するのみにすぎない。控訴人共和国から日本国に対し主権免除特権を放棄する旨の意思表示があったか否か、本件債券に控訴人共和国の大統領の署名がされ本件債券が発行されるに至った経緯等については、何ら具体的に主張立証をしていないばかりか、当審においては、前記のとおり、控訴人共和国からのこの点に関する主張を記載した準備書面の送達を受けていながら、これに対し、全く反論や主張立証をせず、既に本件訴訟を追行する意思を喪失したかのような対応に終始している。このような状況において、原判決別紙2の「保証の要項」に記載された、前記のような主権免除特権を放棄する旨の表示が存在することのみをもって、控訴人共和国から日本国に対し主権免除特権を放棄する旨の意思表示があったと認めることはできず、他

に控訴人共和国から我が国に対し主権免除特権を放棄する旨の意思表示があったと認めるべき証拠はない。

エ 以上の判断によれば、控訴人共和国は、本件債券の保証に関し、我が国の裁判管轄権に服するものとは認められないから、控訴人共和国が我が国の裁判管轄権に服することを前提とする被控訴人の控訴人共和国に対する本件訴えは、不適法といわざるを得ない。

(3) 控訴人公社の主権免除

ア 本件債券の券面上に表示した原判決別紙1の「債券の要項」の第26項には、控訴人公社につき、「本債券、本債券の債券及び本債券の要項から生ずるか又はこれらに関するロンフィンに対する一切の訴訟は、東京地方裁判所及び日本法上当該裁判所からの上訴を審理する権限を有する日本の裁判所に対して提起することができ、ロンフィンはかかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服する。ロンフィンに対するかかる訴訟は共和国（控訴人共和国）法に基づき管轄権を有する共和国の裁判所に対しても提起することができる。ロンフィンが、それ自身もしくはその財産又は資産に関し、司法上の手続（送達、判決の取得、差押え、強制執行又はその他に関するものであるか否かを問わない。）からの免責特権（主権に基づくか否かを問わない。）を有し又は将来取得する範囲において、ロンフィンは本債券に基づくロンフィンの債務に関してロンフィンに対し日本もしくは共和国の上記裁判所において提起されるかかる司法上の手続からかかる免責特権を、適用法上可能な限度まで、無条件かつ取消不能の形でここに放棄する。」と記載されていることが認められ、これによれば、控

訴人公社も、本件債券の券面上で、本件債券に関する訴訟については、東京地方裁判所の管轄権に服し、我が国の裁判管轄権からの免責特権（主権免除特権）を放棄する旨を表示していることが認められる。

しかし、主権国家たる外国国家の他国の裁判管轄権に服さないという主権免除特権は、主権国家に固有のものである上、国家から国家に対し主権免除特権を放棄する旨の意思表示がない限り他国の裁判管轄権に服さない法主体は、あくまで当該外国国家である。したがって、当該外国国家の国内法における当該外国国家とは独立した法主体である法人については、たとえ、それが公法人であっても、当該外国国家と同等の主権免除特権を原則として有するものではないし、また、当該外国国家と当該公法人との国内法における法律関係と関係する他国との国際法上の法律関係とに基づき、例外的に、当該公法人が他国に対し当該外国国家の主権免除特権に由来する司法上の免責特権を有する場合においても、その特権を他国に対し放棄する旨の意思表示をする方式は、当該外国国家がその主権免除特権を他国に対し放棄する旨の意思表示につき要する方式と常に同一とまで解されないのであって、当該公法人が他国の国民等の私人との間においてそのような司法上の免責特権を放棄する旨の合意があるときは、それがその他国に対し直接表示されていないとしても、それゆえに無効となるものとは解されないというべきである。

イ 控訴人公社は、上記の諸点について、控訴人共和国政府の資金調達の窓口ないし使用者的存在であって、財務部門（大蔵省）と密接不可分の関係にあり、その一部門たる性質を有しているから、控訴人公社は控訴人共和国

が有するのと同等の主権免除特権を有していると主張している。なるほど、証拠（乙2、3）によれば、控訴人公社は、1972年ナウル共和国金融公社法（以下「ロンフィン法」という。）に基づき、控訴人共和国及びその行政機関のために資金を借り入れることを目的として控訴人共和国が設立した法人であり、控訴人共和国によって公債の発行が決定されると、控訴人公社が資金調達及びその管理を行い、それを控訴人共和国に引き渡すという役割を担っていること、ロンフィン法25条によれば、控訴人公社の資本金について、控訴人共和国が控訴人公社の唯一の構成員であり、その資本金の額は内閣が折々決定する金額とし、6条及び8条によれば、控訴人公社の長たる議長、これを補佐する副議長、決議機関たる理事会の構成員である理事は、すべて内閣に任命され、4条(6)によれば、控訴人公社の債務は、ロンフィン法に基づき控訴人共和国が保証するとされていることが認められる。

しかしながら、控訴人公社は、あくまで控訴人共和国とは別個独立の法主体であって、金融及び投資の業務を行うという目的の追求及び達成のために必要又は適当なすべてのことを行う権限と権利を有し（ロンフィン法5条）、その名において原告又は被告となることが認められていること（同法4条(4)）などに照らすと、上記のように控訴人共和国との間に主として財務に関する密接な関係があるとしても、控訴人共和国の国家機構に当たらないものであることは明らかであるから、控訴人公社は、控訴人共和国の一部門として控訴人共和国と同等の主権免除特権を有するとの控訴人公社の主張は、採用することができない。

また、控訴人公社は、上記のように、控訴人共和国から独立した公法人であり、他国に対し控訴人共和国の主権免除特権に由来する司法上の何らかの免責特権を有するとしても、その免責特権を放棄する意思表示の方式につき主権国家がする主権免除特権の放棄の方式と同一であることを要するものと解すべき根拠もないから、控訴人公社については、日本国に対してそのような司法上の免責特権を放棄する旨の意思表示をすることによってはじめて我が国の裁判管轄権に服するという外国国家と同視することはできない。

そうしてみると、控訴人公社は、上記アのとおり、本件債券の券面上において、本件債券に関する訴訟については、東京地方裁判所の裁判管轄権に服し、我が国の裁判所における訴訟においては判決の取得等の司法上の手続からの免責特権（主権免除特権）を放棄する旨を表明しているのであるから、この放棄の意思表示にその効力を認めて何らの支障がないものというべきである。

以上によれば、控訴人公社は、本件債券上の債務に関し、我が国の裁判管轄権に服するのは明らかなことといわなければならない。

(4) まとめ

以上要するに、控訴人共和国は、本件債券の保証に関し、我が国の裁判管轄権に服するとは認められないから、被控訴人の控訴人共和国に対する本件訴えは不適法であり、却下を免れないが、控訴人公社は、本件債券上の債務に関し、我が国の裁判管轄権に服するものである。

2 争点②（弁護士法73条違反）について

(1) 弁護士法73条が「何人も、他人の権利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によって、その権利の実行をすることを業とすることができない。」と規定した趣旨は、他人の権利を譲り受けてこれを実行することを経済的な目的とすることを一般的に許せば、債権譲渡及びその実行を無制約な利潤追求の対象とすることになりかねず、その実行のために譲受人が濫訴を提起したり、交渉に名を借りた不当な要求を行う事態が生ずるおそれがあるので、他人の権利を譲り受けこれを実行することを業とすること全般を禁止することにより、このような弊害の発生を未然に防止し、国民の法律生活の安定を図ることにあると解される。

しかし、他方において、債権の譲渡は、債権者にとってその有する財産を換価処分するための最も重要な手段の一つであるから、債務者が債務の履行を怠るなど債務の履行の確実性に疑いが生じ、訴訟等の紛争解決手段が債権回収のために必要な場合において、訴訟等の紛争解決手段をとる必要性を予期しながら債権を譲り受けることを業とすることを弁護士法73条が広く一般的に禁止していると解するとすれば、債権処分の方途を実質的に失わせて当該債権者が有する債権の価値を著しく損なわせ、他方において、債務を履行しない債務者を不当に利するという不公平な事態を生じさせるおそれがある。

このような債権者と債務者の権利関係の公平の維持の要請と弁護士法73条の規定の究極の目的である国民の法律生活の安定の要請との調和の観点から弁護士法73条の規定を合理的に解釈すると、同条の適用範囲は限定的に解されるべきであるから、他人の債権を譲り受けることを業とする者が、そ

の譲受けに際して訴訟等の紛争解決手段を通じて債権を実行する必要性を予期しながら譲り受けたとしても、そのことから直ちに弁護士法73条に違反すると解するのは相当でなく、取引の対象となった債権の種類、事件性や紛争性の有無・程度、債務者の性質、債権の譲り受けの対価の決定方法その他の譲渡の目的・態様、債務者に対する請求方法等の譲受後の権利行使の態様など、他人の債権の譲受けを業とする行為を総合的に考察し、その行為が他人の紛争に介入することによって利益を得ることを目的とし、弁護士法73条の趣旨に反して国民の法律生活の安定を害する弊害を生ずるおそれがある行為であると評価することができる場合に限り、弁護士法73条に違反する違法な行為に当たると解すべきである。

- (2) これを本件についてみると、原判決の「第二 事案の概要」の「二 背景となる事実関係」で認定した被控訴人の本件債券取得の経過及び本件訴訟の経緯に弁論の全趣旨を総合すると、被控訴人は、銀行ローン、私募債、債券その他の債務不履行に陥っている不良債権及び証券等の不良債権の購入及び売却を主要な業務の一つとする英国の会社であり、本件債券の譲受けは、被控訴人がその業務の一環として行ったものであり、被控訴人は、これらの不良債権購入業務を行うに当たって、訴訟等の紛争解決手段をとることを十分予期していたと認めることができる。

しかし、他方において、本件において譲受けの対象となった他人の権利は、外国政府の保証により発行された公法人発行の債券上の権利であり、流通性が最も保護されなければならない有価証券に表示された権利であること、その権利の内容は、有価証券に表示された一定額の金銭債権であり、債務者で

ある控訴人公社は、ロンフィン法に基づいて設立された公法人であって、債権譲渡による権利行使方法の変更によって不当な圧力を受けるおそれのある法人であるとは到底考えられないこと、譲受人である被控訴人の控訴人公社に対する権利行使の手段が、債務者の権利を害すべき不当な方法であると認めるべき特別の事情もないこと、その他被控訴人がその不良債権購入業務に関し、他人の紛争解決に不当に介入したといえるような事情は認められないことなど、本件債券の譲受け及びその背景となった被控訴人の不良債権購入業務に関する諸事情を総合すると、被控訴人が業として本件債券を譲り受けた行為について、弁護士法73条によって禁止されている「他人の権利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によって、その権利の実行をすることを業とする」行為の一環として行われたものと評価すべき違法性があると認めることはできない。

(3) 上記の認定に対し、控訴人公社は、当審においても、被控訴人による本件債券の譲受けは弁護士法73条に違反する行為であり無効なものである旨を主張するが、いずれも上記認定を動かすに足りないから、これを採用することはできない。

(4) 以上の次第であるから、弁護士法73条に違反に関する控訴人公社の抗弁は、すべて理由がない。

第4 結論

よって、被控訴人の控訴人共和国に対する本件訴えは不適法であり、これを却下すべきところ、これが適法であることを前提に被控訴人の控訴人共和国に対する請求を認容した原判決は一部不当であるから、控訴人共和国の敗訴部分

を取り消した上、被控訴人の控訴人共和国に対する本件訴えを却下することとし、他方、被控訴人の控訴人公社に対する請求は理由があり、これを認容すべきところ、これと同旨の原判決は正当であり、控訴人公社の本件控訴は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法67条2項、61条、64条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官 雛 形 要 松

裁判官 小 林 正

裁判官 萩 原 秀 紀

東京高等裁判所

これは正本である。

平成14年3月29日

東京高等裁判所第 9 民事部

裁判所書記官 小 松

忠

